



～相続税の課税割合が激増～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



国税庁から、平成27年分の相続税の申告状況が公表されました。相続税法の改正により、平成27年1月1日以降に開始した相続から基礎控除額が大幅に減額されたので、相続税が課税されるケースが大きく増えることが予想されていたのですが、実際に課税割合（死亡された方のうち相続税が課税された方の割合）が、どの程度まで増加するか注目されておりました。改正当時の想定では、課税割合が6%程度になるだろうと見込まれていましたが、今回発表された結果では、全国平均で8.0%と想定を上回る結果となり前年4.4%に比べて大きく増加する結果となっております。なお、課税割合8.0%というのは、あくまでも全国平均であるため、三大都市圏を管轄する国税局別の課税割合は、全国平均を上回ります。

東京国税局 **12.7%** (前年7.5%)
名古屋国税局 **11.0%** (前年6.1%)
大阪国税局 **8.2%** (前年4.5%)

また、大阪国税局8.2%という割合も近畿2府4県での平均です。市内住宅地域であれば間違いなく課税割合はもっと高くなっており、その平均の2倍程度はあるのではないかと思います。

【 相続税の申告状況 】

年分		平成26年分	平成27年分	対前年比	
項目					
①	被相続人数(死亡者数)	人	人	%	
		1,273,004	1,290,444	101.4	
②	相続税申告書の提出数	人	人	%	
		外 16,895	外 30,027	外 177.7	
		56,239	103,043	183.2	
③	課税割合(②÷①)	%	%	ポイント	
		4.4	8.0	3.6	
④	相続税の納税者である相続人数	人	人	%	
		133,310	233,555	175.2	
⑤	課税価格	億円	億円	%	
		外 11,998	外 15,669	外 130.6	
		114,766	145,554	126.8	
⑥	税額	億円	億円	%	
		13,908	18,116	130.3	
⑦	被相続人1人当たり	課税価格	万円	万円	%
		(⑤÷②)	外 7,102	外 5,218	外 73.5
		20,407	14,126	69.2	
⑧	被相続人1人当たり	税額	万円	万円	%
		(⑥÷②)	2,473	1,758	71.1

※ 外書は相続税額のない申告書に係数を示す。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾 F P 事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp